

令 7 香南市監査委員告示第 1 号

令和 6 年 12 月 25 日付け 06 香南監委発第 61 号、令 6 香南市監査委員告示第 11 号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項及び香南市監査基準第 17 条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和 7 年 1 月 28 日

香南市監査委員	有岡 正博
同	安岡 敬子
同	中屋 和彦

令和6年度の定期監査（契約・指定管理者関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
変更契約の遅滞について<防災対策課、こども課>	
今回の監査において、工期の途中で追加工事が発生した際に締結した変更契約の時期が、遅滞している事案が見受けられた。 防災対策課の所管する工事では、岸本小学校跡津波避難タワー建築主体工事において、工期最終日の3日前に10,560,000円増額の契約を締結し、野市町八丁地津波避難タワー建築主体工事においても、工期最終日の前日に3,630,000円増額の変更契約を締結している。 また、こども課の所管する工事では、夜須認定こども園新築工事（機械設備）において、工期最終日の2日前に5,159,000円増額の変更契約を締結している。 建設業法第19条第2項では「請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。」と規定されている。 また、香南市設計変更に関する事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）第5条でも「設計変更に伴う変更契約の手続きは、原則としてその必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。」と規定している。 ただ、工事状況により設計変更の全体数量等の内容が着工前の時点では確定することができず、その都度変更契約を締結することが不合理な場合は、事務取扱要領に規定する	<防災対策課> 工事期間中に変更工事の必要が生じた場合、「工事条件変更等確認要求書」又は「工事の容変更通知書」により受注者側と変更内容を確認し、その後、工事内容が確定した時点で、速やかに変更契約を締結するよう、全職員への周知徹底を行います。 <こども課> 工事期間中に変更工事の必要が生じた場合、「工事条件変更等確認要求書」又は「工事の容変更通知書」により受注者側と変更内容を確認し、工事内容が確定した時点で、速やかに変更契約を締結するよう、職員への周知徹底を行います。

「工事条件変更等確認要求書」、「工事の内容変更通知書」等により、受注者と発注者間で変更内容を認識し、変更契約は内容が確定した時点で行うことも可能である。 夜須認定こども園新築工事では、変更契約の前に「工事の内容変更通知書」を発注者から受注者に提出し、変更内容の同意を得た後に変更契約を行っているが、津波避難タワー建築主体工事2件については変更に関する書面を交わすことも変更契約を行うことなく、変更工事を行い、工期間際に変更契約を行っていた。協議の議事録は作成していたようではあるが、内容についてのお互いの同意の意思を書面に残すことは必要不可欠である。 変更工事の場合は、追加工事等の全体数量等の内容が確定せず、変更契約の時期が遅くなることは、一定理解できる。しかし、変更契約の手続きについては、工事内容が確定した時点で、遅滞なく行うのが原則であり、工期までに変更契約を行えばよいわけではない。 変更契約の締結は、工事の適正な施工や受注者とのトラブルを防止するためにも、遅滞なく行わなければならない。受注者・発注者双方がそれぞれの責任と役割を果たし、双方が法令遵守のもと、適正な契約事務に取り組まれない。	
---	--